

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成30年10月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800068号
厚生局事案番号 : 東海北陸(脱)第1800003号

第1 結論

昭和24年4月1日から昭和33年1月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和24年4月1日から昭和33年1月1日まで

支給済期間 : ① 昭和24年4月1日から同年12月1日まで
② 昭和25年4月15日から昭和33年1月1日まで

平成10年7月29日付けの回答書により、請求期間について脱退手当金支給済みと記録されていることを知ったが、脱退手当金を受け取った記憶はないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の脱退手当金は支給額に計算上の誤りはなく、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日から約7か月後の昭和33年8月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、請求期間に係る最終事業所を退職後に厚生年金保険の加入歴がない請求者が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。